

君津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

1 趣 旨

令和 6 年 6 月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が公布され、改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が創設されました。令和 8 年度からは新たな給付制度として全自治体で実施される予定です。

乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。

この運営に関する基準を満たしていることの確認は、国が定める基準に従い、又は参酌して定める基準により市町村が行うこととされており、その基準を条例で定める必要があります。

今回の子ども・子育て会議では、本市が条例で定めようとする運営に関する基準の内容についてご意見を伺います。

2 基本的な考え方

本市が定める条例は、国の基準における「従うべき基準」と「参酌すべき基準」と異なる基準とする特別な事情はないことから、国の基準と同内容とすることとします。

国の基準については、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）」として、令和 7 年 11 月 13 日に公布されました。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

3 条例の内容について

次の国の基準をもって市の基準とします。

項目	主な基準
事業者の一般原則 参酌すべき基準	・良質で適切かつ経済的負担に配慮した支援を行うことにより、すべての子どもの健やかな成長と平等な環境の確保を目指すこと。 ・子どもの意思と人格を尊重し、常に子どもの立場に立って支援を提供すること。 ・地域や家庭とのつながりを重視し、自治体・施設・関係機関等と密接に連携して運営すること。 ・子どもの人権擁護や虐待防止のための体制を整備し、職員に対する研修等を実施すること。
利用定員に関する基準 従うべき基準	・1時間当たりの利用定員を定めること。 ・利用時間・開所日数・時間などを考慮し、1か月当たりの利用定員を定めること。
面談 従うべき基準	・初回利用前に、子どもと保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を行うこと。 ・面談前に、運営規程や職員の勤務体制、費用などの重要事項を記載した文書を保護者に交付すること。 ・面談時に重要事項を説明し、支援の提供について保護者の同意を得ること。
正当な理由のない提供拒否の禁止 従うべき基準	・利用申込みがあった場合、正当な理由がない限り、受け入れを拒んではない。
あっせん及び要請に対する協力 従うべき基準	・市町村が行うあっせんや要請には、できる限り協力しなければならない。
乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認 参酌すべき基準	・初回利用時に、保護者から提示された支給認定証の内容を確認すること。

乳児等支援給付 認定の申請に係 る援助 参酌すべき基準	・ 初回利用時に、保護者から提示された支給認定証の内容を確認すること。
心身の状況等の 把握 参酌すべき基準	・ 支援提供に当たり、子ども・保護者の状況や養育環境、他事業者での利用状況などを把握するよう努めること。
特定教育・保育施 設等との連携 参酌すべき基準	・ 継続的な教育・保育との円滑な接続のため、子どもに関する情報提供や施設との密接な連携に努めること。
特定乳児等通園 支援の提供の記 録 参酌すべき基準	・ 支援提供時は、日時、時間、内容など必要事項を記録すること。
支払 従うべき基準	・ 法定代理受領を受けない場合は、保護者から支援費用基準額の支払を受けること。 ・ 支援の質確保・向上に必要な費用について、基準額との差額の範囲で保護者から支払を受けることができる。 ・ 上記のほか、支援に伴う便宜費用（物品購入、行事参加、食事提供、通園便宜、その他通常必要な費用）を保護者から受けることができる。 ・ 支払を受けた場合は、保護者に領収証を交付すること。 ・ 支払を求める際は、使途、額及び理由を事前に書面で示し、説明して同意を得ること（便宜費用は文書同意不要）。
乳児等支援給付 費の額に係る通 知等 参酌すべき基準	・ 法定代理受領で支給を受けた場合は、保護者に支給額を通知すること。 ・ 法定代理受領を行わない場合は、支援内容、利用時間、費用などを記載した提供証明書を保護者に交付すること。
特定乳児等通園 支援の取扱方針 従うべき基準	・ 保育所指針に準じつつ、支援の特性や子ども・保護者の状況に応じて、適切に支援を提供すること。

特定乳児等通園 支援に関する評価等 参酌すべき基準	・自ら提供する支援の質を評価し、常に改善すること。 ・定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、改善を図ること。
相談及び援助 参酌すべき基準	・常に子ども・保護者の状況を的確に把握に努め、相談に応じて必要な助言や援助を行うこと。
緊急時等の対応 参酌すべき基準	・支援中に子どもの体調が急変した場合などは、速やかに保護者や医療機関に連絡するなど必要な措置をとること。
乳児等支援給付 認定保護者に関する市町村への通知 参酌すべき基準	・保護者が不正に支給費を受けたり、受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市町村に通知すること。
運営規程 参酌すべき基準	・支援事業の運営に関する重要事項（目的・方針、支援内容、職種・職員体制、提供日・時間、提供しない日、費用、利用定員、利用開始・終了、緊急対応、災害対策、虐待防止、その他重要事項）を規程として定めること。
勤務体制の確保等 参酌すべき基準	・支援を適切に提供できるよう、事業所ごとに職員の勤務体制を定めること。 ・支援は、原則として事業所の職員が提供すること（支援に直接関係しない業務は例外）。 ・職員の資質向上のため、研修の機会を確保すること。
利用定員の遵守 参酌すべき基準	・利用定員を超えて支援を提供してはならない。
掲示等 参酌すべき基準	・事業所内に重要事項を掲示し、オンラインでも公衆が閲覧できるようにすること。
乳児等支援給付 認定子どもを平等に取り扱う原則 従うべき基準	・子どもの国籍、信条、社会的身分、支払状況による差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止 従うべき基準	・子どもに対して児童福祉法で禁じられた行為や心身に有害な行為をしてはならない。

秘密保持等 従うべき基準	・職員・管理者は、正当な理由なく業務上知り得た子どもや家族の秘密を漏らしてはならない。 ・元職員が秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じること。 ・他機関に子どもに関する情報を提供する際は、事前に保護者の同意を文書で得ること。
情報の提供等 参酌すべき基準	・保護者が適切に事業者を選択できるよう、支援内容に関する情報提供に努めること。 ・広告内容は、虚偽や誇大表現をしてはならない。
利益供与等の禁止 参酌すべき基準	・他の事業者や職員に対し、子どもや家族の紹介の見返りとして金品等を渡してはならない。 ・他の事業者や職員から、子どもや家族の紹介の見返りとして金品等を受け取ってはならない。
苦情解決 参酌すべき基準	・苦情に迅速・適切に対応するため、窓口など必要な措置を設置すること。 ・苦情を受けた場合、その内容や関連事項を記録すること。 ・市町村が実施する苦情対応事業に協力するよう努めること。 ・市町村の報告、検査及び調査に協力し、指導・助言に従い必要な改善を行うこと。 ・市町村から求めがあれば、改善内容を報告すること。
地域との連携等 参酌すべき基準	・地域住民や地域活動と連携・協力し、地域との交流に努めなければならない。
事故発生の防止 及び発生時の対応 従うべき基準	・事故防止のため、指針整備、報告・分析体制の整備、委員会設置や研修を行うこと。 ・支援中に事故が発生した場合は、市町村や家族に速やかに連絡し、必要な措置を講じること。 ・事故の状況や対応措置を記録すること。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。
会計の区分 参酌すべき基準	支援事業の会計は、他の事業の会計と区分すること。

記録等の整備 参酌すべき基準	・職員、設備、会計に関する諸記録を整備すること。 ・支援提供に関する計画、提供記録、通知、苦情、事故対応の記録を整備し、完結日から5年間保存すること。
電磁的記録等 参酌すべき基準	・記録・作成・保存等については、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。 ・書面の交付又は提出について、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、保護者の承諾を得て、記載事項を電磁的方法により提供することができる。 ・電磁的方法は、保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 ・電磁的方法により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、保護者に電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ・保護者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、保護者が再び承諾をした場合にはこの限りではない。 ・書面での同意取得に関する規定は、電子提供の場合にも準用される。

4 今後のスケジュール

令和7年12月	認可基準条例公布、民間事業者の募集
令和8年2月	第1回定例会へ確認基準条例制定議案の提出
3月	子ども・子育て会議へ事業者認可の意見聴取
	確認基準条例公布、事業者の認可
	利用申込み受付開始
4月	事業開始

君津市こども計画の代用計画策定について

1 趣 旨

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和 8 年 4 月の実施に向けて、必要な体制整備を進めているところです。

今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下、「基本指針」という。）が改正され、乳児等通園支援事業に関する新たな事項を君津市こども計画に位置付けることが必要となりました。

しかしながら、現時点で君津市こども計画を変更し、必要な事項を適切に盛り込むことが困難であることから、国の通知に従い、君津市こども計画とは別に代替措置としての計画（以下、「代用計画」という。）を定めることとします。

2 代用計画の考え方

代用計画は、今後の国の動向や市内事業者の実施意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、適切な時期にその内容を君津市こども計画本文に反映させることとします。

3 代用計画の記載事項

代用計画には、基本方針で基本的記載事項（必須記載事項）とされている以下の項目を記載します。

(1) 量の見込み（資料 2-1）

対象を本市在住の小学校就学前児童全体とし、そのうち在宅で子育てをしている家庭を中心にニーズを見込むこととします。

量の見込みの算出に当たっては、次の手順に従い設定します。

- ①対象となる未就園児数に、1人当たり月10時間の利用時間を乗じて、必要な受入れ時間数を算出する。
- ②受入れ時間数を、定員1人が月当たり受け入れることができる時間数（月176時間〔8時間×22日〕）で除き、必要な利用定員の規模を見込む。

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期（資料2-1）

保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等、多様な事業所での実施を想定し、参画を働きかけます。定員に余裕のある施設については、いわゆる余裕活用型としての実施を含めて検討します。

令和8年度当初には、実施意向を示した民間事業者の施設及び一部の公立園において事業を開始することとし、その後の利用状況や事業者の意向等を踏まえ、定員数の拡大を段階的に検討していく予定です。

君津市こども計画の最終年度において、(1)の量の見込みを上回る水準の提供体制を確保することを目標として定員数を設定します。

(3) 教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（資料2-2）

乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市における教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めます。

具体的には、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけ、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めます。

君津市こども計画代用計画

資料2-1

乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期について

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	0.		378.		368.		360.		351.	
	1歳児	0.		400.		391.		380.		372.	
	2歳児	0.		400.		401.		392.		381.	
	合計	0.		1,178.		1,160.		1,132.		1,104.	
対象児童数	0歳児	0.		144.		140.		137.		134.	
	1歳児	0.		199.		195.		189.		185.	
	2歳児	0.		160.		160.		157.		152.	
	合計	0.		503.		495.		483.		471.	
利用率	0歳児	0%		63%		63%		63%		63%	
	1歳児	0%		63%		63%		63%		63%	
	2歳児	0%		63%		63%		63%		63%	
	合計										
(利用者数)	0歳児	0		91		88		86		84	
	1歳児	0		125		123		119		117	
	2歳児	0		101		101		99		96	
	合計	0		317		312		304		297	
必要受入時間数	0歳児	0		910		880		860		840	
	1歳児	0		1,250		1,230		1,190		1,170	
	2歳児	0		1,010		1,010		990		960	
	合計	0		3,170		3,120		3,040		2,970	
(必要定員数)	0歳児	0	0	5	1	5	1	5	1	5	2
	1歳児	0	0	7	1	7	2	7	2	7	2
	2歳児	0	0	6	3	6	3	6	0	5	0
	合計	0	0	18	5	18	6	17	3	17	4

就学前児童数：令和7年3月31日時点人数
対象児童数：就学前児童数－保育所等利用児童数（※0歳児については、7か月目からの利用なので÷2をする。）
利用率：令和6年度実施のアンケートによる。
利用者数：対象児童数×利用率
必要受入時間数：利用者数×月一定時間（10h）
必要定員数：必要受入時間数÷176h（8時間×22日）

君津市こども計画代用計画

資料 2 - 2

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項について

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園における満 3 歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

【参考】

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号) 抜粋

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条

1 省略

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3～5 省略

(平三〇法六六・令四法七六・一部改正)

(準用)

第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定(第四十五条第二項を除く。)は、前条第一項の確認を受けた者(以下「特定乳児等通園支援事業者」という。)について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(令六法四七・追加)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条

1～6 省略

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 省略

(平二九法五二・令元法七・令三法五〇・令四法七六・令六法四七・令七法二九・一部改正)